

○東海市都市計画審議会条例

昭和44年8月22日

条例第85号

改正 平成10年6月26日条例第35号

平成12年2月22日条例第4号

平成14年3月19日条例第19号

平成16年3月30日条例第12号

平成30年3月29日条例第16号

東海市都市計画審議会条例をここに公布する。

東海市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、東海市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、都市計画法によりその権限に属する事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数以内で市長が委嘱する委員をもつて組織する。

(1) 学識経験のある者 5人

(2) 市議会の議員 5人

(3) 市内に住所を有する者 2人

2 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例（平成16年東海市条例第11号）の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、臨時委員若

干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第4号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に学識経験のある者につき任命されている委員の任期が満了するまでの間は、当該委員の人数に関する改正後の東海市都市計画審議会条例第3条第1項第1号の規定の適用については、同号中「5人」とあるのは、「6人」

とする。

附 則（平成１４年条例第１９号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則（平成１６年条例第１２号）

この条例は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年条例第１６号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。